明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

「、被現物出資法人又は被現物出資法人」を「又は被現物出資法人」に、「には、当該相当する数の者」を「には、当該直前の従業者」に、「）が当該」を「）で当該」に、「ことが見込まれ、かつ、当該相当する数の者」を「者の数と当該直前の従業者」に、「ものが当該」を「もので当該」に、「ことが見込まれていること。」を「者の数とを合計した数が当該直前の従業者の総数のおおむね百分の八十以上に相当する数となることが見込まれていること。」に改め、同号ロ⑵中「適格組織再編成」を「適格合併等」に改め、同条第十二号の十七イ中「同一の者によつてそれぞれの法人の発行済株式（自己が有する自己の株式を除く。ロにおいて同じ。）の全部を直接若しくは間接に保有される関係」を「同一の者による完全支配関係」に改め、同号ロ中「が他方の法人の発行済株式の総数の百分の五十を超え、かつ、百分の百に満たない数の株式を直接又は間接に保有する関係」を「による支配関係」に改め、同号ロ⑴中「適格組織再編成」を「適格合併等」に、「相当する数の者の全部」を「直前の従業者の全部」に、「には、当該相当する数の者」を「には、当該直前の従業者」に、「）が当該」を「）で当該」に、「ことが見込まれ、かつ、当該相当する数の者」を「者の数と当該直前の従業者」に、「ものが当該」を「もので当該」に、「ことが見込まれていること。」を「者の数とを合計した数が当該直前の従業者の総数のおおむね百分の八十以上に相当する数となることが見込まれていること。」に改め、同号ロ⑵中「適格組織再編成」を「適格合併等」に改め、同条第二十九号の二ハ⑴中「会社法」の下に「（平成十七年法律第八十六号）」を、「部分に限る。）」の下に「（事業譲渡等の承認等）」を加え、同条第三十五号から第三十七号までを削り、同条第三十八号を同条第三十五号とし、同条第三十九号を同条第三十六号とし、同条第四十号中「及び第三十三号から第三十七号まで」を「、第三十三号及び第三十四号」に改め、同号を同条第三十七号とし、同条第四十一号を同条第三十八号とし、同条第四十二号を削り、同条第四十三号を同条第三十九号とし、同条第四十四号中「第十九条（納税地指定の処分の取消しがあつた場合の申告等の効力）、次編第一章第一節」を「この編、次編第一章第一節及び第一章の二第一節」に、「及び第百三十四条の二第四項」を「並びに第百三十五条第三項第三号及び第四項」に改め、同号を同条第四十号とし、同条第四十五号を同条第四十一号とし、同条第四十六号から第四十八号までを四号ずつ繰り上げる。

第四条の二中「発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式又は出資を除く。）の全部を直接又は間接に保有する関係として政令で定める関係をいう。以下この条」を「連結除外法人（普通法人以外の法人、破産手続開始の決定を受けた法人、資産の流動化に関する法律第二条第三項（定義）に規定する特定目的会社その他政令で定める法人」に改める。

第四条の三第一項中「同条に規定する」を削り、「（以下この条において「完全支配関係」という。）がある前条」を「がある同条」に、「六月」を「三月」に改め、同条第六項中「同条」を「この項の規定の適用を受けて同条」に、「六月」を「三月」に、「五月」を「二月」に改め、同条第八項中「五月」を「二月」に改め、同条第九項第一号中「及び次号」及び「（次号において「関連法人」という。）」を削り、同項第二号を削り、同項第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とし、同条第十項中「第十五条の二第二項（連結事業年度の意義）」を「第十四条第二項（第一号に係る部分に限る。次項において同じ。）（みなし事業年度）」に、「同項各号に定める期間の開始の日」を「同日の前日の属する同号に規定する月次決算期間の末日の翌日」に改め、同条第十一項第一号中「及び次号」及び「（次号において「関連法人」という。）」を削り、「翌日」の下に「（第十四条第二項の規定の適用を受ける場合にあつては、当該翌日と当該前日の属する同項第一号に規定する月次決算期間の末日の翌日とのうちいずれか遅い日）」を加え、同項第二号を削り、同項第三号中「前二号」を「前号」に改め、「なつた日」の下に「（第十四条第二項の規定の適用を受ける場合にあつては、同日の前日の属する同項第一号に規定する月次決算期間の末日の翌日）」を加え、同号を同項第二号とする。

第四条の五第二項第一号中「第四条の二に規定する」及び「（第七号において「完全支配関係」という。）」を削り、同項第四号中「連結子法人の解散」の下に「（合併又は破産手続開始の決定による解散に限る。）又は残余財産の確定」を、「の日」の下に「又はその残余財産の確定の日の翌日」を加え、同項第五号中「（解散したものを除く。）」を削り、「第三号」を「前二号」に改める。

第五条中「各事業年度の」を「、各事業年度の」に改め、「、清算所得について清算所得に対する法人税を」を削る。

第六条を削り、第六条の二を第六条とする。

第七条中「所得及び清算所得」を「所得」に改め、「それぞれ」及び「及び清算所得に対する法人税」を削る。

第八条中「第六条の二」を「第六条」に改める。

第十条の三第一項第三号を削る。

第十二条第三項中「、各連結事業年度」を「及び各連結事業年度」に改め、「及び清算所得の金額」を削る。

第十四条中「第六号から第八号まで」を「第五号から第七号まで」に、「第九号、第十四号、第十五号及び第十七号」を「第八号、第十二号、第十三号及び第十五号」に、「第十三号及び第十八号」を「第十一号及び第十六号」に、「第十六号」を「第十四号」に改め、同条第一号中「である普通法人又は協同組合等」を「（連結子法人を除く。）」に改め、「（第十号に掲げる場合を除く。）」を削り、同条第二号中「第十一号」を「第十号」に改め、同条第三号を削り、同条第四号中「次号、第七号及び第二十号」を「以下この項及び次項」に、「第六号」を「第五号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号中「第八号」を「第七号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第六号中「完全支配関係をいう」を「政令で定める関係に限る」に、「この号及び第八号」を「この項及び次項」に改め、同号を同条第五号とし、同条第七号中「（当該他の内国法人の加入日の属する事業年度の翌事業年度開始の日からその開始の日の属する連結親法人事業年度終了の日までの期間とする。）」を削り、同号を同条第六号とし、同条第八号を同条第七号とし、同条第九号中「次号、第十一号、第十三号から第十五号まで及び第十七号から第二十号まで」を「次号から第十三号まで及び第十五号から第十八号まで」に改め、同号を同条第八号とし、同条第十号中「解散（合併による解散を除く。）をした」を「破産手続開始の決定を受けた」に、「解散の日」を「破産手続開始の決定の日」に改め、同号を同条第九号とし、同条第十一号中「連結子法人が」を「連結子法人の」に、「解散した」を「解散し、又は残余財産が確定した」に改め、「前日」の下に「又は残余財産の確定の日」を加え、同号を同条第十号とし、同条第十二号を削り、同条第十三号を同条第十一号とし、同条第十四号から第二十二号までを二号ずつ繰り上げ、同条第二十三号中「場合」の下に「（第十号に掲げる場合を除く。）」を加え、同号を同条第二十一号とし、同条第二十四号中「内国法人である普通法人又は協同組合等で清算中のもの」を「清算中の内国法人（連結子法人を除く。）」に改め、同号を同条第二十二号とし、同条第二十五号から第二十七号までを二号ずつ繰り上げ、同条に次の一項を加える。

2　第四条の二に規定する他の内国法人が、前項第六号又は第七号に掲げる場合に該当することとなつた場合（同項第八号又は第十一号に掲げる場合にも該当することとなつた場合を除く。）において、当該他の内国法人のこの項の規定の適用がないものとした場合に加入日（前項第六号に規定する加入日又は同項第七号に規定する加入日をいう。以下この項において同じ。）の前日の属する事業年度に係る第七十四条第一項（確定申告）の規定による申告書の提出期限となる日までに、この項の規定の適用を受ける旨その他財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出したときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところによる。